

令和7年度性の多様性に関する企業等への専門家派遣事業業務委託仕様書

本仕様書は、静岡県が「令和7年度性の多様性に関する企業等への専門家派遣事業業務（以下「本業務」という。）」を受託者に委託するに当たり、必要とする基本的な事項を定める。

第1 目 的

県内企業、事業所等（以下「企業等」という。）における性の多様性に関する理解を深め、就業環境の見直し等の取組を促進するための研修を実施するとともに、専門家を派遣して企業の個別ニーズに応じたコンサルティングを行い、多様な人材が活躍できる環境の整備を図る。

第2 委託期間

契約日から令和7年12月26日（金）

第3 委託内容

区 分	内 容
研修会の開催	研修会の実施 ・ 内容：企業における性の多様性を前提とした就業環境の見直し等の必要性を説明し、取組への動機付けとなるもの。また、併せてコンサルティング事業の説明を行い、参加を促す内容とする。 ・ 対象：企業等の管理職、人事担当者等 ふじのくに女性活躍応援会議（※）参加事業所等（270社程度）を中心に、県が参加企業等を募集する。 ※参照 https://www.azarea-navi.jp/joseikatsuyaku/ ・ 方法：オンライン可、後日視聴（3か月）を可能とするもの ・ その他：企業等への研修会開催案内、参加者募集、参加者とりまとめは県が実施 研修実施、録画配信に係るセッティングは、受託事業者が実施
コンサルティングの実施	企業等のニーズを個別に把握し、コンサルティングを実施 ・ 対象：研修会参加企業等のうち10社 ・ 内容：多様な性を前提とした就業環境整備（施設整備、社内規程等見直し等） ・ 方法：オンライン可、1回/社（60分程度） ・ その他：コンサルティング実施企業等は県が決定
効果測定・企業別実施報告書作成	事業実施の効果測定 ・ 内容：性の多様性に関する理解度、自社における課題の認識度等 企業別実施報告書の作成及び県への報告
独自の提案	業務目的達成に向けた独自の提案

第4 委託事業費に係る留意事項

次の経費は委託金額の対象外とする。

- (1) 施設や設備の整備、備品購入自体を主たる目的とするもの
- (2) 他の国庫補助金等を受けている又は受けることが確定している事業に要する経費
- (3) 土地、建物を取得するための経費
- (4) その他、事業との関連性が認められない経費

※ 国庫事業であるため、機械・機器の備品を調達する場合は、原則としてレンタル、リースにより調達し、レンタル、リース調達が困難なものについては、県と協議するものとする。

第5 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合は、事前に県に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告し、承認を受けなければならない。

第6 個人情報の保護

受託者は本事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守の上、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護を徹底すること。また、事業に携わる者に、個人情報の保護につき周知徹底を図ること。

第7 成果品の提出

成果品は次のとおりとする。なお、下記(1)ア及び(2)アの内容は、その概要を企業等を特定できない形に加工するなどした上で公表する場合がある。

(1) コンサルティング実施報告書

下記ア(ア)～(ウ)について、コンサルティング実施報告書としてとりまとめる。

ア 提出物

- (ア) コンサルティング実施報告書
- (イ) 企業別実施報告書
- (ウ) その他報告書及び関連資料

イ 提出部数

上記ア 2部
報告書、関連資料の電子データ（USBメモリ等） 1個

ウ 提出期限

コンサルティング実施の翌月20日

(2) 完了報告書

全ての事業終了後、下記ア(ア)～(ウ)について、完了報告書としてとりまとめる。

ア 提出物

- (ア) コンサルティングの実績（企業別実施報告書含む）
- (イ) 効果測定報告書
- (ウ) その他報告書及び関連資料

イ 提出部数

上記ア 2部
報告書、関連資料の電子データ（USBメモリ等） 1個

ウ 提出期限

令和7年12月26日（金）

(3) 成果物の著作権

本事業により作成する一切の成果品の権利は、全て本県に帰属するものとする。

ただし、受託者が本事業の目的に合致する広報等に使用する場合に限り、成果品の使用を認める。

第8 想定スケジュール

令和7年8月～10月	企業向け研修会（オンデマンド含む）
令和7年8月～	コンサルティング実施企業決定
令和7年9月～12月	コンサルティング実施、結果とりまとめ
令和7年12月	完了報告

第9 受託者の責務

- (1) 受託者は、本仕様書の内容及び関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、故意又は過失により、男女共同参画課又は第三者に損害を与えた時は、その賠償責任を負わなければならない。
- (3) 受託者及び職員（従事者を含む。）は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
これは、契約の解除及び期間終了後においても同様とする。
- (4) 受託者は、地方公務員法（昭和25年法律261号）第16条（欠格条項）に該当する者を業務に従事させてはならない。
- (5) 受託者は、本仕様書等で不明な点がある場合又は疑義が生じたときには、委託者と協議してこれを定めるものとする。

第10 その他

本事業は、県の監査対象であるほか、国庫支出金により行われる事業であるため、会計検査院による会計実地検査の対象となる。